

宮城県における保険料水準の統一について

1 宮城県での検討状況

平成30年度～ 令和2年度	国の指針と、県国保運営連携会議及び下部組織の部会（以下「部会」という。）における検討により、令和3年3月策定の「第2期宮城県国保運営方針」に、将来的に県内保険料水準の統一を目指すことを明記した。
令和3年度	部会において国保料水準の統一化に向けての課題整理。令和4年度に、課題とスケジュールを整理したロードマップを策定することとした。
令和4年度	前年度までに整理した課題や実施年度等について、部会で具体的に協議。これらを取りまとめたロードマップ案を作成し、令和5年2月10日の宮城県国保運営協議会で、このロードマップ案を承認した。 （1）令和8年度から第1段階として「納付金ベースによる保険料水準の統一」※を実施することとした。 ※納付金ベースでの保険料水準の統一とは、市町村から宮城県に納める納付金を算定する際に、市町村ごとの医療費水準をどれだけ反映させるかを定める「医療費指数反映係数」をゼロにすることで、医療費の多寡を市町村の納付金に反映させず、県内共同負担とするもの。 （2）令和12年度からは第2段階として「『宮城県版』保険料水準の統一」を実施することとした。この第2段階の統一に向けて、収納率格差の取り扱いや各種事務の標準化等の課題について、今後継続して協議し、宮城県として統一可能な項目を実施することとした。
令和5年度	令和6年3月策定の「第3期宮城県国保運営方針」に、令和4年度策定の上記ロードマップを掲載し、上記（1）（2）のとおり、令和8年度からは納付金ベースの統一、令和12年度からは統一可能な項目のみを統一する宮城県版保険料水準の統一を目指すことを明記した。
令和6年度	・今年度に入り、国では保険料水準統一の動きを加速化させており、6月に提示された「保険料水準統一加速化プラン」では、都道府県に対し、令和15年度までに「完全統一」※に移行することを目指しつつ、遅くとも令和18年度までの移行を目標とするよう示すとともに、令和8年度までに目標年度を意思決定するよう求めている。 ※完全統一とは宮城県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、世帯構成であれば同じ保険料とするもの。 ・こうした国の方針を踏まえ、宮城県では県内全市町村を訪問し、完全統一推進の是非と目標年度や統一に係る懸念事項等について、意向確認を行っている。 ・県では、市町村に対する意向確認結果や、市町村との協議結果などを踏まえ、可能であれば今年度中に完全統一の目標年度を決定し、その後、宮城県国保運営協議会に諮った上で、「宮城県国保運営方針」を改定し、あわせて「ロードマップ」を改定する方向性を示している。

2 各都道府県の状況

保険料水準の統一の現状と今後の予定 (R6都道府県国保運営方針)

運営方針期間①

(納付金統一を目指す)

	a=1 市町村の年齢調整後医療費水準 を納付金配分に <u>反映する</u>	0.9	0.8	0.6	0.5	0.4	0.2	a=0 医療費水準を納付金配分に <u>反映しない</u>
R6	岩手 山形 福島 茨城 千葉 新潟 石川 福井 長野 静岡 愛知 京都 鳥取 島根 岡山 山口 徳島 愛媛 福岡 鹿児島 (20府県)	秋田 宮崎	栃木 東京 岐阜 和歌山 大分	神奈川 山梨	富山 熊本 沖縄	佐賀	青森 宮城	北海道 群馬 埼玉 三重 滋賀 大阪 兵庫 奈良 広島 香川 高知 長崎 (12道府県)
R7・8								青森(R7) 宮城(R8)
R9	中間見直し年 (前年度までに意思決定)							神奈川 和歌山 佐賀 熊本 大分
R10								栃木 福井
R11								岩手 山形 福島 千葉 岐阜 愛知 徳島 愛媛
R12								東京 富山 山梨 長野 静岡 山口
R15	中間見直し年 茨城 新潟 石川 京都 鳥取 島根、岡山 福岡							秋田 鹿児島
R16,17								

運営方針期間②

(完全統一を目指す)

①納付金統一

②完全統一
※R15 を見据える

37道府県
(12実施済、25予定)

19道府県
(2実施済、17予定)

R6	大阪 奈良 (実施済)
R9~11	滋賀 (R9) 福島 (R11) 大分 (R11)
R12	北海道 青森 埼玉 福井 山梨 兵庫 和歌山 高知 佐賀 熊本
R15~18	広島県 (R12~R17) 群馬 (R15) 神奈川 (R18) 香川 (R18)

※完全統一：当該都道府県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、世帯構成であれば同じ保険料